

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成24年 6 月 1 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 市長招集あいさつ
日程第 5 報告第 1 号 平成23年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 報告第 2 号 平成23年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 7 議案第31号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
日程第 8 議案第32号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第33号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
日程第10 議案第34号 愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第12 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第13 議案第37号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
日程第14 議案第38号 平成24年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第15 陳情第 3 号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について
日程第16 同意第 2 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第17 同意第 3 号 愛西市公平委員会委員の選任について
日程第18 同意第 4 号 愛西市教育委員会委員の任命について
日程第19 同意第 5 号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	吉 川 三津子 君	4 番	大 島 一 郎 君
5 番	下 村 一 郎 君	7 番	石 崎 たか子 君
8 番	竹 村 仁 司 君	9 番	鷺 野 聰 明 君
10番	堀 田 清 君	11番	鬼 頭 勝 治 君
12番	岩 間 泰 彦 君	13番	真 野 和 久 君
14番	加 藤 敏 彦 君	15番	日 永 貴 章 君

16番 榎本雅夫君
18番 大島功君
20番 八木一君
22番 前田芙美子君
24番 中村文子君

17番 加賀博君
19番 大宮吉満君
21番 山岡幹雄君
23番 近藤健一君

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者兼 会計室長	水谷洋治君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤清和君	教育部長	水谷勇君
市民生活部長	五島直和君	上下水道部長	加賀裕君
消防長	横井勤君	福祉部長	加賀和彦君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、24番・中村文子議員、1番・大野則男議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月22日に開催いたしました結果、会期は本日6月1日から6月22日までの22日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いいたします。

#### ○12番（岩間泰彦君）

それでは、海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成24年第1回定例会が平成24年2月14日から2月19日にかけて海部南部水道企業団事務所におきまして開催されました。

付議事件、議案第1号：愛知県市町村職員手当組合規約の一部を変更する規約について、議案第2号：海部南部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号：海部南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、議案第4号：平成23年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）について、収益的収入、補正額、減額3,383万7,000円、予算総額22億9,185万7,000円、収益的支出、補正額、減額3,042万5,000円、予算総額21億9,959万円、資本的収入、補正額、減額3,759万2,000円、予算総額6億690万6,000円、資本的支出、補正額、減額1億2,774万1,000円、予算総額11億8,700万5,000円、議案第5号：平成24年度海部南部水道企業団水道事業予算について、収益的収入、予算総額23億236万9,000円、収益的支出、予算総額21億8,412万3,000円、めくっていただきまして、資本的収入、予算総額3億4,002万4,000円、資本的支出、予算総額10億5,178万5,000円、以上、議案第1号から議案第5号まで5議案につきまして、すべて全員一致で賛成、可決されました。

次に、平成24年第1回臨時会が、平成24年3月29日に同事務所において開催されました。

付議事件、同意案第1号：監査委員の選任について、これは識見を有する者ということで、弥富市議会議員、三宮十五郎さんが選出されました。

さらに、平成24年第2回臨時会が、平成24年5月18日、同事務所において開催されました。

付議事件、議長選出について、これは愛西市議会議員の大島功さんが選出されました。副議長の選出について、弥富市の議会議員の佐藤博さんが選出されました。同意第1号：監査委員の選任についてでございますが、これは弥富市選出議員の武田正樹さんが選出されました。

承認第1号：平成23年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（専決1号）について、予算支出の各項の経費の金額の流用、議案第6号：平成24年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）について、収益的収入、補正額145万6,000円、予算総額23億382万5,000円、収益的支出、補正額6万9,000円、予算総額21億8,419万2,000円、資本的収入、補正額2,427万6,000円、予算総額3億6,430万円、資本的支出、補正額2,427万6,000円、予算総額10億7,606万1,000円。承認第1号及び議案第6号は、全員一致で賛成、可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会で3月26日に行われました臨時会につきましては、前海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いいたします。

#### ○16番（榎本雅夫君）

海部地区環境事務組合議会の3月26日分について報告をいたします。

平成24年第1回臨時会が海部地区環境事務組合新開センターで行われました。

付議事件といたしまして、副議長の選挙について、伊藤正信弥富市議が選出されました。

議案第3号：海部地区環境事務組合塩田センター及び八穂クリーンセンター運営協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例について、全員賛成で可決されました。

議案第4号：海部地区環境事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第5号：海部地区環境事務組合職員の退職手当基金条例を廃止する条例の制定について、全員賛成で可決されました。

次に、管理者の選挙について、横江淳一蟹江町長が選ばれました。

議案第6号：副管理者の選任同意について、河瀬広幸蟹江町副町長を同意いたしました。

議案第7号：監査委員の選任同意について、識見を有する者については、山田信行愛西市副市長を選任同意いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会で5月28日に行われました臨時会につきまして、海部地区環境事務組合議会議員の下村一郎議員、お願いいたします。

#### ○5番（下村一郎君）

5月28日に行われました、海部地区環境事務組合議会の第2回臨時議会の内容について、報告いたします。

議長選挙については、花木敏行さん、あま市の議員が議長に就任されました。

副議長の選挙については、愛西市の鷺野聡明議員が選任されました。

また、監査委員の選任同意につきましては、伊藤正信弥富市議会議員が選出されました。

そのほか、議会終了後、弥富市の佐藤議員より質問がありました。この瓦れきの問題ですが、答弁では、環境事務組合議会の数日前に知事から蟹江町長に瓦れき処理で電話があった。ただし、これは町村会長としてではないかというお話でございました。また、愛西市など一部の市長にも電話が知事からあったということでもございました。いずれにしましても、近日中に県環境部から管理者に説明をしたいと言ってきているので、内容については、その以後に報告をするということでもございまして、いよいよこの地域においても瓦れき処理の問題が一つの大きな問題になってきているように感じました。

また、ごみ袋業者の倒産についての質問もございましたが、これは今後関係市町村で相談をするというような回答でありましたので、念のためつけ加えて報告しておきます。

#### ○議長（加賀 博君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成24年2月から平成24年4月までに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、去る5月23日、東京都で開催されました第88回全国市議会議長会定期総会において、堀田清議員、鬼頭勝治議員、近藤健一議員、真野和久議員、八木一議員が議員在職10年以上の表彰を受けられました。ここに、多年にわたる功績に対し深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ○12番（岩間泰彦君）

先ほど海部南部水道企業団の報告の中で、間違えて読みましたので訂正だけお願いします。

承認第1号の中で、「予定支出」というところを「予算支出」と読みましたので、訂正をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成24年第2回愛西市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席をいただきありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

そして、去る27日に挙行されました市消防団観閲式には、御多用の中、皆様方御臨席をいただき、まことにありがとうございました。石河団長初め17分団385名の団員の皆さん方の観閲式を見ていただいたわけでありまして、まさに有事の折には、団員の皆さんに御援助と申しますか、市民、住民の皆さんを守っていただくべく大切なお役目をお願いしているわけでありませう。皆さん方からも、どうぞ御支援、御援助を消防団員に対しましてもよろしくお願いいたします。

そして、あさっては総務委員会の議員の皆さんが海部地方総合防災訓練ということで、東海広場のほうへまたお出かけをいただく予定となっております。よろしくお願いいたします。

今定例会に提出いたします案件につきましては、愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正など条例の一部改正4件、規約の変更3件、平成24年度一般会計補正予算1件、人事案件4件、報告2件の合わせて14件をお願いしております。

なお、固定資産評価審査委員会委員の選任など人事案件4件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

各議案の内容につきましては、担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、十二分に御審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・報告第1号：平成23年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第1号をお願いいたします。

報告第1号：平成23年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、2ページおめくりいただきたいと思っております。

平成23年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で議決をいただきました繰越明許費につきまして、24年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、道路改良事業の用地買収に伴う物件移転のおくれにより、年度内の事業完了が困難になったものでございます。

繰越額につきましては128万円でございます。その財源内訳としましては、国庫支出金63万9,000円、一般財源64万1,000円でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第2号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・報告第2号：平成23年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第2号をお願いいたします。

報告第2号：平成23年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

これにつきましても、恐れ入りますが、2ページおめくりをいただきたいと思っております。

平成23年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

この繰越計算書に記載してあります事業につきましては、ゴムボート等の購入費用として、

3月の補正予算において補正計上した費用でございますが、その後、想定外の大量発注によりメーカー側の生産体制が逼迫し、年度内の完了が困難となりましたので、24年度へ繰り越すものでございます。

繰越額につきましては896万2,380円で、その財源内訳としまして、国庫支出金298万6,000円と一般財源597万6,380円でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第31号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、議案第31号について御説明をさせていただきます。

議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について。

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第11号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第17号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例ということでございます。

今回の改正の概要につきましては、住民基本台帳法の一部を改正することによりまして、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加えることとなります。従来の外国人登録制度は廃止となります。

本条例では、引用しております外国人登録制度に関する規定の整理を行うのが改正の内容でございます。

この条文の中で、今回は、関係いたします4つの条例について整理をさせていただいております。

内容につきましては、別添の議案第31号の資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1つ目は、愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正新旧対照表が1ページから4ページまででございます。

2点目は、愛西市手数料条例の一部改正新旧対照表が5ページでございます。

3つ目は、愛西市遺児手当支給条例の一部改正新旧対照表が6ページでございます。

4つ目は、愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表が7ページでございます。



いずれも、先ほど申し上げましたように、外国人登録制度の廃止に伴い関連する規定の一部改正並びに字句の整理でございますが、現行の条例の規定の内容が大きく変わるものではございませんので、後ほど御精読いただきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願いたしたいと思っております。

ここで戻っていただきまして、一部改正条例の本文3ページをお開きください。

附則をごらんいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第32号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

議案第32号について説明をさせていただきます。

議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものであります。

内容につきましては、別添の議案第32号資料の愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条第2項は基礎課税額の関係でございますが、その限度額について「50万円」を「51万円」に改正し、同条第3項では後期高齢者支援金等課税額の関係でございますが、その限度額について「13万円」を「14万円」に改正し、同条第4項では介護納付金課税額の関係でございますが、その限度額について「10万円」を「12万円」に改正するものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額の規定につきましても、限度額について「50万円」を「51万円」に改正し、後期高齢者支援金等課税額の関係でございますが、その限度額について「13万円」を「14万円」に改正し、介護納付金課税額の関係でございますが、その限度額について「10万円」を「12万円」に改正するものでございます。

次に、附則の改正でございますが、附則の第17項の次に新たに第18項といたしまして、東日

本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を加えさせていただくものでございます。

ここで戻っていただきまして、一部改正条例の本文をお開きください。

附則をごらんいただきたいと思います。

附則の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成24年4月1日から適用するものでございます。

適用区分といたしましては、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

一部訂正をお願いいたしたいと思います。

愛西市条例の「第18号」と申し上げるところを「第32号」と申し上げましたので、失礼をいたしました。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第33号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第33号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第33号について御説明をさせていただきます。

議案第33号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について。

愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成17年愛西市条例第107号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、社会福祉法及び介護保険法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第19号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例、愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成17年愛西市条例第107号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別添の資料で御説明をさせていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず在宅障害者の定義でございます。第2条第1項第1号中「第15条に」のところでございますが、こちらを「第12条第1項に」改めさせていただくものでございますが、児童福祉法の改正によりまして、県が設置する児童相談所の設置に関する条文の整理を行うものでございます。

また、判定されたものにつきましては、字句を改正するものでございます。よろしく願い

いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。

支給要件のところでございますが、第3条第2項の改正でございますが、この規定は施設入所者を手当の受給対象外とするものでございますが、それぞれの法律の改正によりまして施設の体系が改正をされましたり、条の追加改正が行われたことに伴いまして、関係条文の一部改正を行うものでございます。

なお、この改正に伴う受給者への影響はございません。

本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第34号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、議案第34号について、御説明をさせていただきます。

議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市障害者自立支援条例（平成18年愛西市条例第5号）及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22年愛西市条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）による障害者自立支援法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第20号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正の内容につきましては、添付の資料で御説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条の9第2項、第5条の10第2項を追加するものでございますが、第51条の9第2項につきましては、新設されました地域相談支援の給付決定の変更を行う場合に、受給者証の提出を求めるものでございます。

同じく第51条の10第2項は、新設されました地域相談支援の給付決定の取り消しを行う場合に受給者証の返還を求めるものでございまして、これらに応じない場合に罰則を追加するもの

でございます。

はねていただきまして、愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴います新旧対照表でございます。

改正後の第29条第3項第1号は、利用者の負担は家計の負担能力その他事情をしんしゃくして決められることとなり、応能負担の規定となりました。それまでの条文につきましては、利用料金に対してサービスに係るものの費用の1割負担、すなわち応益負担ということの規定でございましたけれども、応能負担の規定に変更するものでございます。

利用者に与える影響でございますが、平成22年4月からは、既に低所得の障害者等につきましては、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料となっております、実質的に負担能力に応じた負担となっております。

現在、障害者の就労支援施設の利用者でございますが、利用者の負担につきましては現在ございません。したがって、今般の改正につきましては、法律上の応能負担を明確化したものでございまして、利用者に影響があるものではございません。

本文にお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第35号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第35号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（五島直和君）

議案第35号について説明をさせていただきます。

議案第35号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を変更することについて、協議する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

内容の説明につきましては、別添の議案第35号の資料の愛知県後期高齢者医療広域連合規約

の一部変更新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第3、備考中「及び外国人登録原票」を削ります。

元にお戻りいただきまして、附則をごらんいただきたいと思います。

附則の第1項といたしまして、この規約は、平成24年7月9日から施行するものでございます。第2項といたしまして、この規約による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第36号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第36号：海部地区環境事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

続きまして、議案第36号について説明をさせていただきます。

議案第36号：海部地区環境事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、海部地区環境事務組合格約（平成12年2月10日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、海部地区環境事務組合（平成12年2月10日愛知県知事許可）を変更することについて、協議する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、海部地区環境事務組合格約の一部を変更する規約。

海部地区環境事務組合格約（平成12年2月10日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

内容の説明につきましては、別添の議案第36号の資料の海部地区環境事務組合格約の一部変更新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第9条第2項の表中で、区分の共通経費、ごみ及びし尿施設処理の建設に要する経費並びにこれに附帯する経費並びに塩田緑苑多目的広場の維持管理に要する経費の負担割合で、(2)人口割の算出で、「住民基本台帳人口と外国人登録人口との合計人口」とありますのを「住民基本台帳人口」に改めるものでございます。

次に、表中区分のごみ処理施設の維持管理に要する経費の負担割合で、(2)人口割の算出を同様の記述に改めるものでございます。

また次に、表中区分のし尿処理施設の維持管理に要する経費の負担割合も、(2)人口割の算

出を同様の記述に改めるものでございます。

申しわけありません、もとにお戻りをいただきまして、附則をごらんいただきたいと思えます。

附則の第1項といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、この規約による変更後の海部地区環境事務組合理約第9条第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第13・議案第37号（提案説明）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第37号：海部地区急病診療所組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

引き続きまして、議案第37号について説明をさせていただきます。

議案第37号：海部地区急病診療所組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、海部地区急病診療所組合理約（昭和61年海部地区休日診療所組合理約第1号）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、海部地区急病診療所組合理約（昭和61年海部地区休日診療所組合理約第1号）を変更することについて、協議する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、海部地区急病診療所組合理約の一部を変更する規約。

海部地区急病診療所組合理約（昭和61年海部地区休日診療所組合理約第1号）の一部を次のように変更する。

内容の説明につきましては、別添の議案第37号資料の海部地区急病診療所組合理約の一部変更新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

第8条第3項中「住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者」とありますのを「住民基本台帳人口」というものに改めるものでございます。

もとにお戻りをいただきまして、附則をごらんいただきたいと思えます。

附則の第1項といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、この規約による変更後の海部地区急病診療所組合理約第8条第3項の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第38号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,508万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ212億3,208万5,000円とするものでございます。

まず歳入については、私のほうから御説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお願いいたします。

第14款県支出金で、第2項県補助金、第5目農林水産業費県補助金におきまして、野菜集団産地整備事業費補助金として2,391万2,000円を計上させていただいております。

次に、第3項県委託金、第5目教育費県委託金では、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託金8万5,000円、理科支援員配置事業委託金53万円、魅力ある学校づくり調査研究事業委託金55万8,000円の合計117万3,000円を計上させていただいております。

以上の歳入につきましては、各関連事業に充当する特定財源としてお願いしており、各歳出金額と同額でございますので、よろしく願いをいたします。

歳入の説明につきましては以上でございますが、歳出につきましては、それぞれ所管部長より御説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、6款農林水産業費をお願いいたします。

1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきまして2,391万2,000円の補正をお願いしております。これは、野菜集団産地整備事業補助金を活用しまして、ミニトマト生産農家7軒、四会の生産部会でございますが、選果選別、荷づくり作業の共同選果施設を整備することにより、品質の平準化、荷づくり作業労力の軽減を図り、同時にパッキング機器も整備し、現状3キログラムでばら出荷から、袋詰めやパック詰めを出荷などの戦略的販売を可能にするための事業でございます。

これに伴う歳入といたしましては、県補助金で同額の2,391万2,000円を計上させていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、教育部長より御説明を申し上げます。

○教育部長（水谷 勇君）

続きまして、10款教育費に関するものを説明させていただきます。

第1項教育総務費、第2目事務局費で、第19節の負担金、補助及び交付金で117万3,000円の補正をお願いするものでございます。

昨年に引き続きまして、理科支援員配置事業53万円、本年度は立田南部小学校において理科事業の観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を目的に外部から理科支援員を配置する事業でございます。

次に、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業8万5,000円、こちらにつきましても、昨年に引き続き実施するものでございます。本年度は、勝幡小学校において働くことや学ぶことの基盤をつくることを目的に、キャリア教育を進めていく体験授業として実施をするものでございます。

また、魅力ある学校づくり調査研究事業55万8,000円は、不登校の未然防止を推進するため、小・中の連携により取り組む事業でございます。拠点校として佐屋中学校を指定し、連携校として佐屋西小学校、佐屋小学校、市江小学校が魅力ある学校づくり調査・研究を2年継続して実施をするものでございます。

いずれも、県の指定を受けて実施するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上で平成24年度一般会計補正予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・陳情第3号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。日程第15・陳情第3号：最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第2号をお願いいたします。

同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市二子町新田163番地、氏名、浅井裕久、昭和24年12月12日生まれ。

提案理由といたしましては、平成24年2月21日に御逝去されました佐藤博一委員の後任としてお願いをするものでございます。

履歴書もあわせて添付させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第3号をお願いいたします。

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市佐屋町依田川原59番地、氏名、堀田みどり、昭和26年8月19日生まれ。

提案理由といたしまして、川口巧委員が平成24年6月30日に任期満了となるため、選任をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、同意第3号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・同意第4号及び日程第19・同意第5号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・同意第4号、日程第19・同意第5号：愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、同意第4号からお願いをいたします。

同意第4号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでご

ございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市山路町西郷付26番地、氏名、平野英治、昭和33年7月5日
生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成24年7月19日で満了するのに伴い、任命する必要がある
からでございます。

続きまして、同意第5号をお願いいたします。

同意第5号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでご
ざいます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市草平町道下82番地、氏名、渡邊祐香理、昭和45年12月4日
生まれ。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき保護者である
委員を選出する必要があるからであります。

履歴書もあわせて添付させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第4号、同意第5号については同一内容でございますので、質疑は一括といたし
ます。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第4号、同意第5号につきましては、人事案件でございます
ので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号、同意第5号につきましては、委員会への付託
を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号、同意第5号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略し
たいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月8日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時57分 散会